

特集

官公需適格組合制度について

官公需適格組合制度は、中小企業者の官公需受注の機会を増大させるには組合の共同受注事業を活用することが有効であるとの観点から昭和42年に創設されました。

国は、昭和41年に施行された「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」により、毎年「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定し、これにもとづいて官公需適格組合の受注確保をはじめ各種の官公需施策が講じられています。

本特集では、官公需適格制度の概要をお知らせします。

1. 官公需とは

国及び公庫等や地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることを『官公需』といいます。

国は、中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、『官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律』に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のための措置を内容とする『中小企業者に関する国等の契約の方針』を毎年度閣議決定し、公表しています。

また、共同受注体制の整っている事業協同組合などに対して、『官公需適格組合』としての証明書を発行しています。

2. 官公需適格組合とは

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対して意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されていることを中小企業庁（福岡県内の組合の場合は九州経済産業局）が証明する制度です。

そもそも官公需とは国や地方公共団体などが発注する物品、役務（サービス）や工事のことで、「官公需適格組合」とは経済産業局が「官公需」を受注するのに「適格」な「組合」と証明した、という、国の機関が組合にお墨付きを与えた組合ということになります。よって、「官公需適格組合」＝受注した契約を確実に履行できる経営基盤が整備されていて、発注機関の信頼に応えるだけの責任体制が整っている組合と言うこ

とができます。

官公需適格組合の証明を有すると工事の共同受注を行う組合に関しては建築業に係わる総合点数の算定方法等の特例（国等発注機関及び福岡県）の適用があります。

3. 官公需法とは

中小企業者に官公需の受注機会を増やす目的で「官公需についての中小企業者の受注に関する法律」（官公需法）が制定され、毎年「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定して、官公需適格組合等の受注確保や様々な官公需施策を講じています。

具体的には

- ①国等が発注する契約を締結する場合は中小企業者の受注機会の増大に努めること。
また、契約の相手方として組合を活用するように配慮すること。
- ②この努力を裏付けるため、国は中小企業者向けの契約目標と、実施する各措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定し、その要旨を公表すること。
- ③この方針の実効を確保するため、各省庁は毎事業年度終了後に実績を経済産業大臣に通知し、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し各省庁に対し必要な措置を講ずるように要請できる。
- ④地方公共団体も国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。
というものです。

4. 官公需適格組合の証明基準

官公需適格組合の証明は各経済産業局に申請して行いますが、この証明には(1)物品・役務(製品の販売とサービス業)と(2)工事(建築、土木など各種工事)の2種類あり、それぞれ証明の基準や証明の有効期間が異なります。この証明の対象となる組合は下記のとおりです。

- ①申請する時点で設立後1年以上であること。
- ②定款上、事業で共同受注事業があげてあること。
- ③工事の証明の場合は定款上、脱退予告期間が1年間に変更している組合。

逆に、証明が受けられない組合は下記のとおりです。

- ①設立1年未満の組合。
- ②定款上、行おうとする共同受注事業について、必要とする許可、認可等を要する場合に、当該許可等を受けていない組合。
- ③3分の1以上が大企業の実質的支配を受けている中小企業者によって構成されている組合
- ④証明を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない組合。

証明の基準は物品・役務と工事で異なりますが、共通している部分は次のとおりです。

- ①組合の共同受注が組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- ②官公需の受注に熱心な指導者がいること。
- ③共同受注委員会が設置されていること。
- ④検査員を設置するなどの検査体制が整えていること。
- ⑤組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること。

また、工事の証明を取得する場合、時期が特定されますので、本会(連絡先は末尾に掲載)までご相談下さい。

5. 福岡県内の官公需適格組合事例紹介

福岡中小建設業協同組合

福岡県
工事

【第1回官公需適格組合証明取得:昭和57年2月】

【団体データ】

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 〒812-0068 福岡県福岡市東区社領1-2-9 |
| 連絡先 | TEL 092-621-7035 FAX 092-621-5788 E-mail: keiri@fkchk.net |
| 代表者 | 代表理事 大里 博之 |
| 設立年月日 | 昭和54年08月29日 |
| 出資金 | 2,096万円 |
| 組合の地区 | 福岡市、北九州市、福津市、古賀市、大野城市、春日市、大宰府市、糸島市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡粕屋町、志免町、須恵町、宇美町、新宮町及び久山町 |
| 組合員数 | 34名 |

【組合の概要】

| | |
|----------------|-----------------------|
| 組合員資格 | 建設業を行う事業者 |
| 常勤役員数 | 常勤職員数5名 (うち技術者数4名) |
| 主な受注品目 | 建設工事 |
| 組合が受けている資格・許認可 | 建設業許可、二級建築士事務所許認可 |

【主な発注機関】

- 国等 (一)
- 地方公共団体 (a) 都道府県
(福岡県建築都市部)
- (b) 市町村
(福岡市財政局)

【PRコーナー】(組合の特色・体制等)

当組合は官公需、住宅の新築及びリフォームにおいて組合員の主体的事業である建築工事の技術力を活用し、官公需の共同受注を推進しております。住宅においては「家づくり夢づくり」をモットーに地産地消を推進する立場から福岡県産杉材「耳納杉」を活用し、環境負荷の少ない自然素材での家づくりをしております。住まい手が健康に過ごせる安心・安全な家の提供を心がけ、福岡県全域エリアをカバーし、お客様のご希望に沿って満足いただけるよう誠実で適切な金額での工事をおこなっております。

【第1回官公需適格組合証明取得:昭和56年8月】

【団体データ】

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-4-1 |
| 連絡先 | TEL 092-452-3700 FAX 092-452-3710 E-mail : birukanrikumiai@mvb. biglobe.ne.jp |
| 代表者 | 代表理事 安田 進 |
| 設立年月日 | 昭和53年04月20日 |
| 出資金 | 1,110万円 |
| 組合の地区 | 福岡県福岡市及び粕屋郡の区域 |
| 組合員数 | 23名 |

【組合の概要】

| | |
|----------------|--|
| 組合員資格 | 警備業一号業務、建築物環境衛生総合管理業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業を行う事業者 |
| 常勤役員数 | 常勤職員数3名 (うち技術者数0名) |
| 主な受注品目 | 建物総合管理業務、警備業務、内装工事 |
| 組合が受けている資格・許認可 | 警備業一号業務 建築物環境衛生総合管理業 建築物飲料水貯水槽 清掃業 建築物ねずみ昆虫等防除業 |

【主な発注機関】

- 国等 (一)
- 地方公共団体 (a) 都道府県(福岡県)
(b) 市町村(福岡市)

【PRコーナー】(組合の特色・体制等)

組合員23社のスペシャリストによる建物総合管理業務において、お客様、ご来館の方をはじめ、皆様方に安全安心の環境をご提供しています。さらに、各設備機器や建物の日常的な維持管理や法定点検業務を適切に行い、併せて省エネの積極的な推進と、プロとしてオーナー様への改善のご提案等を行っています。

6. 官公需に関する情報の取得について

官公庁等の発注情報や、競争参加の資格審査申請などに関する情報は、発注窓口での工事等のほか、ほぼ全ての官公庁等がホームページで公開しています。

また、国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報を検索できる「官公需情報ポータルサイト」があります。多数の入札情報を、キーワードや各種検索絞り込み検索で簡単に探すことができますので、ぜひご活用ください。

◆官公需情報ポータルサイト

<http://www.kkj.go.jp/s/>

◆中小企業庁のホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoku.htm>

官公需についてのお問い合わせは中央会まで

●本所

〒812-0046
福岡市博多区吉塚本町9番15号
福岡県中小企業振興センター9階
TEL 092-622-8780 FAX 092-622-6884

●北九州支所

〒802-0081
北九州市小倉北区紺屋町12番4号
三井生命北九州小倉ビル4階
TEL 093-531-0181 FAX 093-531-0469

●筑後支所

〒830-0022
久留米市城南町15番5号 久留米商工会館3階
TEL 0942-38-1563 FAX 0942-39-7882

●筑豊支所

〒820-0040
飯塚市吉原町6番12号 飯塚商工会議所3階
TEL 0948-22-1159 FAX 0948-29-5493

官公需法に基づく「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

平成27年8月 中小企業庁

創業間もない新規中小企業者の受注機会の増大を図る等のため、官公需法（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）を改正。今般、同法第4条に基づく「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、法改正の内容を反映し、閣議決定。

1. 国等の中小企業者向け契約の実績及び目標

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約の実績及び目標

| | 平成26年度実績 | 平成27年度目標 |
|-------------------|-----------|-----------|
| 官公需総額 | 7兆4,278億円 | 7兆2,388億円 |
| 中小企業・小規模事業者向け契約金額 | 3兆9,211億円 | 3兆9,568億円 |
| 中小企業・小規模事業者向け契約比率 | 52.8% | 54.7% |

（参考）官公需法制定時（昭和41年度）の実績比率は25.9%。

(2) 創業10年未満の新規中小企業者向け契約の目標【新規】

官公需総額に占める割合を、平成26年度（推計1%）と比べ、3年間で倍増とするよう努める。

2. 平成27年度に新たに講ずる主な措置

(1) 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

① 新規中小企業者への配慮

入札の際に実績を過度に求めない、少額随意契約の際に新規中小企業者を見積先に含める、等に配慮する。

② 中小企業基盤整備機構の情報提供業務に関する措置

新規中小企業者の商品・サービス等を登録する「ここから調達サイト」を開発・運営し、情報の活用を図る。

③ 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

新規中小企業者調達推進協議会の活用、受注事例の把握・提供。

(2) 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

基本方針に即して、速やかに契約の方針を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備する。